

## 農業の多面的機能の維持・発揮のための 地域活動や営農活動に対して支援します 🖡

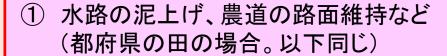




崎 平成27年度から**法律に基づく制度**になります!

# 日本型直接支払制度

## 多面的機能支払(地域の共同活動を支援)





② 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動

2. 400円/10a

③ 水路や農道などの補修や更新

4, 400円/10a

(1)、2及び3に同時に取り組む場合は、最大 9,200円/10a)

## 中山間地域等直接支払(条件不利地の農用地)

農業生産活動を継続する活動 (急傾斜地の田の場合)



21,000円/10a

### 環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う次の営 農活動

① 緑肥の作付け

8,000円/10a

② 堆肥の施用

4, 400円/10a等



※ 詳しい内容は、裏面の問合せ先に照会頂くか、ホームページをご覧ください。



### 交付単価

(国と地方公共団体の合計額)

## 多面的機能支払

(単位:円/10a)

都府県	①農地維持支 払	②資源向上支 払 <sup>※1、2</sup> (共同活動)	①と②に取り 組む場合	③資源向上支 払 (長寿命化 <sup>※3</sup> )	①、②及び③ に取り組む場 合 <sup>※4</sup>
Ħ	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	240	240	480	400	800

- ※1:これまでの農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。
- ※2:②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。
- ※3:水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。
- ※4:更に③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10a が上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10a となる。
- ※5:畑には樹園地を含む。

## 中山間地域等直接支払

(単位:円/10a)

Ħ		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高 い草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

## 環境保全型農業直接支払

(単位:円/10a)

	対象取組	交付単価	
	緑肥の作付け	8,000	
全国共通取組	堆肥の施用	4,400	
	有機農業(うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000 (3,000)	
地域特認取組	対象取組は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。	3,000~8,000	

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます 農林水産省 日本型直接支払について

http://www.maff.go.jp/i/nousin/index.html

#### 【お問い合わせ先】

関東農政局 農地整備課 農地・水保全管理室 (電話)048-740-0049

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

茨城県 農林水産部 農地局 農村環境課(多面的機能支払・中山間地域等直接支払)

リ 産地振興課 エコ農業推進室(環境保全型農業直接支払)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 (電話)029-301-4264 [農村環境課]

(電話)029-301-3931 [エコ農業推進室]

笠間市 産業経済部 農村整備課(多面的機能支払)

リカーの農政課(中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払)

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 (電話)0296-77-1101